

公示番号：170476

国名：東ティモール

担当部署：東ティモール事務所

案件名：産業開発アドバイザー業務（第2年次）

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務：産業開発アドバイザー業務

(2) 格付：3号

(3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間：2017年8月下旬から2018年8月下旬まで

(2) 業務 M/M：国内 1.00M/M、現地 9.00M/M、合計 10.00M/M

(3) 業務日数：

・ 第1次 国内準備 5日、現地業務 90日、国内整理 2日

・ 第2次 国内準備 4日、現地業務 90日、国内整理 2日

・ 第3次 国内準備 4日、現地業務 90日、国内整理 3日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数：1部

(2) 見積書提出部数：1部

(3) 提出期限：8月2日(12時まで)

(4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き) (<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

(5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年8月18日(金)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針

26点

②業務実施上のバックアップ体制等

4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験	25 点
②対象国又は同類似地域での業務経験	7 点
③語学力	14 点
④その他学位、資格等	8 点
⑤業務従事予定者によるプレゼンテーション	16 点
	(計 100 点)

類似業務	産業政策又は産業開発・育成に係る各種業務
対象国／類似地域	東ティモール／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

東ティモールは、2002 年の独立から 10 年以上が経過し、復興から持続的な開発、自立的な経済・社会開発へと移行する時期を迎えている。経済面では、ティモール海の領海内およびオーストラリアとの共同石油開発区域に天然ガス・石油資源が存在しており、その収入は、2005 年に設立された「石油基金 (Petroleum Fund)」によって管理・運用され、一定のルールに基づき公共投資等の財政支出に活用されている。2016 年末の石油基金の残高は約 158 億米ドルであるが、2014 年までの順調な積み上がり後に停滞し、近年は生産量及び石油価格の低下により収入が減少し、基金を切り崩して運用されている。一方で、2017 年度予算では約 85%を石油基金（収入及び切り崩し）に依存している。また、東ティモール国は物資の生産力がなく多くを輸入に依存しており、2014 年の輸出額が 15million USD（ほとんどがコーヒーの輸出）に対し、同年の輸入額は 764million USD に上る。また、20 歳以上の人口の 1/3 が経済活動に従事しておらず、25 歳未満の人口が全体の 6 割以上を占めている東ティモール国にとって、同基金に過度に依存する体質からの脱却と、産業の開発による就業人口の増加が重要な課題となっている。このような中で、2016 年には、大規模なセメントプラント施設の建設・営業に関する政府との契約締結 (TL Cement)、首都ディリ西側の大規模な貨物港 (Tibar Bay Port) の開発に関する政府との契約締結 (Bollore Logistics)、Heineken の工場の操業開始など、民間セクター開発に関係する動きが活発化してきている。

一方、政府の取り組みとしては、2030 年までに「上位中所得国」になることを目標として掲げた「戦略開発計画」(「Strategic Development Plan (2011-2030)」)、以下「SDP」という) を策定した (2011 年) が、その中でも石油への依存体質を克服するために産業開発を重点目標に設定している。SDP 策定後、東ティモール政府は 5 カ年投資計画を、また、主要省庁では中期計画を順次策定中であり、SDP の達成に向けた事業の具体化策が進められている。産業開発を中心的に担う商工環境省 (The Ministry of Commerce, Industry and Environment (MCIE)、本専門家業務のカウンターパート (C/P) 機関) では、JICA 及び国連開発計画 (UNDP) からの支援を受け、2030 年に向けての産業政策 (Industrial Policy of Timor-Leste ~ Industrialization &

Modernization ~) のドラフトを作成した (2015 年 3 月)。同ドラフトでは、産業政策は、製造業を振興の柱として 2020 年までの第 1 フェーズは食品加工及び石油関連の資源ベースの製造業、2030 年までの第 2 フェーズは繊維・衣服・靴等の労働集約型軽工業の発展及び投資環境整備に重点をシフトする内容になっている。また法制度に関しては、経済担当調整大臣を中心に民間投資法の改訂、土地法の制定、税制改革、労働法の改訂、民間投資に関する窓口機関の設置など、民間の経済活動に関連する法制度の改訂・制定などが進められている。なお、産業政策のドラフトは作成から時間が経過し、上記の取り組みも踏まえたものとするべく、UNDP の支援により再整理が行われている。

このように、国家の基本方針や法制度整備などが進められたが、今後は、上記基本方針に沿って具体的な取り組みとして、省庁横断的な体制の構築と施策の実施、個々の有望な産業の育成、その産業を担う人材の育成が必要となっている。

なお、JICA は MCIE に対して、2014 年～2016 年にかけて「産業政策アドバイザー」を派遣し、上記の産業政策案の作成支援と具体的な事業提案作成支援を行い、引き続き 2016 年～2017 年にかけて「産業開発アドバイザー」を派遣し (第 1 年次)、同様に事業提案作成支援を行った。

7. 業務の内容

本業務従事者は、MCIE が作成した産業政策を基に、同省において具体的な産業振興事業の計画・実施の支援を行い、MCIE 内の産業政策実施体制と能力の強化を図る。

具体的担当事項は次のとおり。

- (1) 第 1 次国内準備期間 (2017 年 8 月下旬)
 - (ア) 現地での活動計画、C/P への指導内容及び工程案を記載したワークプラン (W/P、英文) を作成し、JICA に提出・説明する。
 - (イ) 日本 (インドネシア等の近隣国に進出している企業を含む) から、東ティモール国への進出・海外直接投資の可能性のある業種・企業の調査、検討を行う。
- (2) 第 1 次派遣期間 (2017 年 8 月下旬～11 月下旬)

以下に示す【既存・新規産業開発】及び【既存産業の振興策】の双方またはいずれかに関し、少なくとも 2 事業の提案を行う。

【既存・新規産業開発】

 - (ア) 商工環境省、農業水産省、及びこれら関連組織との協議、東ティモール商工会議所や東ティモールで活動している民間企業・個人事業者や産業振興活動を展開している NGO 等への訪問・協議を行い、今後、東ティモール国において開発のポテンシャルがある産業・事業を検討・抽出する。検討・抽出にあたっては、以下の調査活動を行う。
 - ① 東ティモール国が有する資源・土地・環境について、有効に活用できる産業・事業を検討する。
 - ② 製品・製品に対する国内外の需要量や必要とされる品質を調査し、輸入代替産業か輸出志向型産業か、供給先となるターゲットを定める。
 - ③ 必要とされる品質を確保するために必要な技術・資機材・材料と、これらに関し東ティモール国及びその機関・企業・人材が有する技術・資機材・

材料（品質を含む）との乖離の有無、乖離がある部分についてはそれを埋めるための方法（海外直接投資、国外からの人材・資機材の調達、国外の専門家・コンサルタントからの技術の習得、研修、その他代替手段の検討）を検討する。

- ④ ポテンシャルがある産業・事業の展開に関連する法制度（土地、金融・保険、輸出、輸入、環境・廃棄物、各種登録制度、支援制度）、関連機関（検査機関、税関等）を調査し、東ティモールにおいて事業を実施する上での問題点を検討する。
- ⑤ 上記について、周辺地域や諸外国における供給者側の情報と比較し、新規参入や既存事業拡大の可能性が有るかどうかなかを検討する。

上記で抽出した有望な産業の中で、民間企業が収益を確保できるかを検討し“事業提案書”を作成する。具体的には、必要な技術、人材供給、生産規模と設備投資額、需要（販売）見込み、輸送・販売手段、土地の確保、創業時の資金調達（国内外の助成金制度や金融支援の有無）、競合業者、法規制などを総合的に検討したうえで、ビジネスとしての成立可能性、事業リスクなどの検討を行う。合わせて、産業開発の促進や拡大が見込まれるような政府による支援・振興策があれば、これを提案する。

- (イ) 作成した事業提案書に関し、商工環境省を始めとする関連機関に説明を行うとともに、既存の事業者に対する提案、関心のある事業者や起業家や投資家に対して、同提案書に関する情報提供を行う。新規事業展開等にあたり、事業者側から政府側への要望事項があればこれを取りまとめ、関連機関に対してこれを説明する。

産業開発にあたっての提案の具体例は以下の通り。

<既存産業の開発に関する具体例>

東ティモール特有の織物（Tais）の生地を用い鞆や服飾等の商品化を行っている事業者に対し、同生地をシャツに縫い付け東ティモールのシャツとし（インドネシアのBaticをイメージ）政府機関職員や学校の制服とする事業を提案。縫製産業振興のきっかけとなることを期待。

<新規産業の開発に関する具体例>

東ティモール国は、鶏肉の国内消費の8割を輸入に依存しており、国内産鶏肉生産は輸入代替産業としての可能性がある。国内産鶏肉に対する購入意欲の調査、養鶏に必要な土地の広さや餌やその調達に関連する調査、収益を上げるために必要な生産量の調査・検討等を行い、提案書を作成。加えて、MCIE側で同産業の活性化に貢献できる事項として、販売施設の整備（マーケット内）を提案。

【既存産業の振興策】

- (ウ) 既存産業に関して、MCIEが関与することにより産業の振興が期待できる事業、MCIEの責務として実施しなければならない事業を検討し、“企画書”を作成、MCIE（担当部局、大臣・副大臣等）と協議する。

- (エ) 実施についてMCIEの承認が得られたものについては、実施に向けての支援（関係者との協議、必要に応じたトレーニング、実施メカニズムの確立）を行う。

既存産業の振興策の具体例はつぎのとおり。

産業としての農業の活性化のため、農業従事者に対する製品の価格情報提供をMCIEが行う事業を提案。価格情報の取得方法、提示する情報の作成方法等について、MCIE職員に対するトレーニングを行うとともに、情報提供手段として国営放送を用いることとして、放送局との協議と情報受け渡し方法の確立などを実施。

- (オ) 過去の支援事業（産業政策アドバイザー、産業開発アドバイザー（第1年次））によって提案された事業の事業化に向け、アドバイス等の技術的支援を行う。

(3) 第1次国内整理期間（2017年12月上旬）

- (ア) 第1次派遣期間で検討した事業に関し、日本からの海外直接投資又は日本の技術の活用の可能性がある事業について、関連企業からの情報収集、及び、必要に応じ提案事業内容に関する説明を行う。

(4) 第2次国内準備期間（2017年12月下旬）

- (ア) 日本から東ティモール国への進出・海外直接投資の可能性がある業種・企業、又は東ティモール国の産業開発に資する可能性のある技術や資機材の調査、検討を行う。

(5) 第2次派遣期間（2018年1月中旬～4月上旬）

- (ア) 上記『(1)第1次派遣期間』の記載と同様、第2次派遣期間においても、【既存・新規産業開発】及び【既存産業の振興策】の双方またはいずれかに関し、少なくとも2事業の提案を行うこととし、『(2)第1次派遣期間(ア)～(エ)』の業務を行う。
- (イ) 過去の支援事業及び第1次派遣期間において提案した事業の事業化に向け、アドバイス等の技術的支援を行う。

(6) 第2次国内整理期間（2018年4月中旬）

- (ア) 第1次及び第2次派遣期間で検討した事業に関し、日本からの海外直接投資又は日本の技術の活用の可能性がある事業について、関連企業からの情報収集、及び、必要に応じ提案事業内容に関する説明を行う。

(7) 第3次国内準備期間（2018年5月上旬）

- (ア) 日本から東ティモール国への進出・海外直接投資の可能性がある業種・企業、又は東ティモール国の産業開発に資する可能性のある技術や資機材の調査、検討を行う。

(8) 第3次派遣期間（2018年5月中旬～8月上旬）

- (ア) 上記『(1)第1次派遣期間』の記載と同様、第3次派遣期間においても、【既存・新規産業開発】及び【既存産業の振興策】の双方またはいずれかに関し、少なくとも2事業の提案を行うこととし、『(2)第1次派遣期間(ア)～(エ)』の業務を行う。
- (イ) 過去の支援事業、第1次及び第2次派遣期間において提案した事業の事業化に向け、アドバイス等の技術的支援を行う。
- (ウ) 事業提案及びその後の支援を通じて得られた、東ティモール国において産業開発を今後進める上での課題や教訓、今後の開発ポテンシャルについて取りまとめを行う。

(9) 第3次国内整理期間(2018年8月中旬)

- (ア) 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、監督職員に報告する。

(10) 過去の支援事業で提案した事業の現状と今後の支援の可能性

過去の支援事業で提案した、以下の事業については、本業務において次の通りフォローを行う。全ての事業に関して、各派遣期間において一度は現状に関する情報収集を行い、各派遣期間終了時にJICA東ティモール事務所に対して報告を行う。以下の事業のうち(キ)及び(ク)については、本業務においての対応は必須とする。その他の事業については、本業務従事者の専門性及び状況に応じて対応することとし、停滞している事業を活性化させる新たな提案については、各派遣期間で提案することとしている2事業の一つとして取り扱うこととする。

(ア) Improving connectivity of farmers with market

専門家派遣期間においてパイロット事業として実施されたが、MCIE独自では継続されず中断されている。MCIE内で見直しがされ、再開に向けた動きがある。本業務では、効果的な取り組みのための助言が考えられる。

(イ) Development of clothing industry, based on Tais tradition

Alola Esperansaを通じた縫製産業の活性化については、MCIEの同社に対する契約不履行により活動が展開されていない。

一方で、MCIE独自の活動により、Taisシャツを政府機関関係者に導入する計画が検討されるなど、Tais製品の流通促進に向けた動きがある。MCIEがTaisトレーニングセンターを設置しているが、十分な活用はされていない現状がある。本業務では、Tais製品に対する助言、Tais製品の消費量増加のための助言、トレーニングセンター活性化のための助言などが考えられる。

(ウ) Development of local chicken industry

国内の企業家に関心を示し事業化が検討されたが、土地利用に関して農水産省との間での調整が難航し、一旦、中止となった。最近、同じ企業家が小規模な養鶏から活動を始めようとする動きがある。本業務では、養鶏に関する技術的な情報提供、MCIEと共同しての流通の改善などが考えられる。

(エ) Development of shrimp aquaculture industry

関心を示す海外の投資家がおらず、提案どまりとなっている。本業務では、

業務を通じて得られるネットワークにより、関心を示す海外の投資家を見つける事や、関係省庁への説明などが考えられる。

- (オ) Exploring the possibility of chilled grocery industry – Yoghurt
本提案後、既存の事業者への支援を展開し、同事業者の販売量が伸びるとともに、これを契機に他の事業者が本産業への参入が進んでいる（当初2社程度が生産していたが、現在は5社にまで伸びている）。また、JICAの他事業と連携し、保健関連機関での説明・試食会などを実施し、普及を促進している。本事業で提案している、普及及び消費量の増加（従事者の増加）を狙った、訪問販売の事業化は展開されていない。本業務では、消費量の拡大に向けての助言や取り組みなどが考えられる。
- (カ) Export-oriented industrialization – Exploring overseas market for Virgin Coconuts Oil (VCO) producers
東ティモール国内において、品質の一つである油中水分量測定が可能となった。NGOの活動で、日本へのトライアル輸出が行われたが、現時点では継続した輸出につながっていない。本業務では、品質管理を強化する必要がある一方、日本や第三国で開催されるエキスポ等への売り込み支援などが考えられる。
- (キ) Improving fishery distribution system in Timor-Leste.
【本業務で対応が必要】現在、関連施設建設のための許認可申請中で、許認可取得後、MCIEが2018年度に関連施設の建設に必要な予算化を行う予定である。JICA側からの貢献として、本業務を通じて、インドネシア等の魚市場の視察（2018年1月を想定）や市場の運営方法に関するトレーニング、ステークホルダーをまとめるためのMCIEへの指導、ポンプや製氷機等の必要な資機材調達などを実施する。
- (ク) Developing agro-industrial zone in the southern agricultural corridor.
Developing agro-industrial zone in the southern agricultural corridor – Part 2 – adding value to banana.
【本業務で対応が必要】インドネシア人講師（専門家）によるトレーニングで得られた技術を用い、現地では生産活動が行われており、製品の一部はDili市内でも販売されている。本業務では、2017年9月11日から1週間実施するPart2のトレーニングへの支援を行う。その後、安定した生産、消費、消費量拡大に向けての取り組みや、追加的なトレーニングによる質の向上などの支援活動が考えられる。
- (ケ) Introducing tariff rate quota (TRQ) system into rice import.
National Logistics Center (NLC) に対して説明を行い、NLCのDirectorは提案内容に対して、一定の理解をしている（十分に理解しているとは言い難い）。本業務では、NLCに対しての継続的な説明、その他政府関係者に対する説明を行うことなどが考えられる。

(コ) Developing tourism industry in Timor-Leste in collaboration with Bali.
バリの旅行業界関係者のディリ訪問に対応し、ディリ市内の旅行業界関係者とのネットワーク構築を支援した。本業務では、その後、バリの旅行業界からのニーズに対しディリ市内側の旅行業界関係者（旅行者、ホテル、飲食店、交通関連業者）が対応できるよう、個々の旅行業界関係者に対する支援などが考えられる。

(サ) Developing commercial farming in Timor-Leste via assisting Josephina Farms.

農家の省力化に貢献するコンポスト製造機械の導入を通じて、契約栽培農家ネットワークの拡大が期待される。本業務では、流通及び商業作物に関する知見を供与し、契約農家ネットワークを通じた商業型農業のサクセスモデルづくりや、切り花等の他の商業作物の栽培など、商業型農業の普及・育成などが考えられる。

(11) 現地派遣期間全般を通じ実施する事項

- (ア) MCIE及び関係機関スタッフに対し、産業開発・民間企業支援、輸出入、海外直接投資、事業計画／マネジメントなどを題材にし、自身の経験や知見に基づく勉強会を行う。
- (イ) 個々の有望な企業・個人事業主・NGO等に対し、先方からの求めに応じて、事業の発展・拡大に資する助言を行う。
- (ウ) 政府・国際機関・民間団体が開催する各種セミナー等に参加し、本業務に関連する活動や業務を通じて得られた知見に関するプレゼンテーションを行う。
- (エ) 東ティモール国の産業開発に資する、本邦民間企業の製品・技術の活用が期待される課題について提案する。参考情報は以下の通り。
https://www.jica.go.jp/sme_support/reference/subjects.html

(12) 業務一般に関する事項

- (ア) 各派遣の開始時においては、W/P（英文）を基に、C/P及びJICA東ティモール事務所（以下、JICA事務所）と派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
- (イ) 各派遣の終了時においては、それまでの取り組みを踏まえ、次回派遣以降のW/Pを修正する。
- (ウ) 各派遣の終了時においては、当該派遣期間中の活動内容・成果・結果を現地業務結果報告書として取りまとめ、C/P機関、JICA事務所に報告する。なお、最終回派遣時においては、専門家業務完了報告書（案）を作成し、C/P機関、JICA事務所に報告する。

(13) 業務全般に関する留意事項

- (ア) 本業務の主眼は、現状把握のための調査・分析ではなく、過去2年間にわたり「産業政策アドバイザー」及び「産業開発アドバイザー」が実施したように、将来性のある東ティモール経営者の事業拡大支援や起業支援を行うことである。

- (イ) 事業拡大支援、起業支援、研修を実施するにあたり、インドネシア等の第三国専門家の活用により効果を高めることも検討すること。
- (ウ) 業務開始時点において、上記業務を進めるため必要な以下に示す情報収集等は、既存情報等から適宜行うこと。
 - MCIEが作成した産業政策、
 - 東ティモールの産業構造・経済動向・産業振興政策・産業関連政策、
 - 東南アジア諸国のこれまでの産業政策や産業開発の変遷や仕組み、等
- (エ) 現地での活動の際には、上記業務を進めるために必要な以下に示す情報は、既存情報や関係者へのヒアリング等により適宜行うこと。
 - MCIEが考える産業開発に係る課題及び今後の方針と計画、
 - 産業開発に関するMCIE内各局及び関係機関の役割及び実施体制、
 - 産業振興関連省庁・機関の所掌、施策、実施事業及びその成果と課題、等

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワーク・プラン
 - 英文1部 ホッチキス止め及び電子データ
 - 和文1部 ホッチキス止め及び電子データ
 - 提出期限：第1次派遣期間開始後2週間以内
- (2) 事業提案書・企画書
 - 英文1部 ホッチキス止め及び電子データ
 - 和文1部 ホッチキス止め及び電子データ
 - 提出期限：各派遣期間終了時（事業提案書・企画書作成毎に随時提出）
- (3) 専門家業務完了報告書（案）
 - 英文1部 ホッチキス止め及び電子データ
 - 和文1部 ホッチキス止め及び電子データ
 - 提出期限：第3次派遣期間終了時
- (4) 専門家業務完了報告書（最終報告書）
 - 和文1部
 - 提出期限：第3次国内整理期間終了時
 - 簡易製本、電子データ

また、現地派遣期間中/国内作業期間中の業務従事月報を作成し、JICA東ティモール事務所に提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq000010c00g-att/quotation_01_201706.pdf）を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
 - 航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
 - 航空経路は、成田/羽田⇒シンガポール⇒ディリ（東ティモール）⇒シンガポー

ル⇒成田/羽田を標準とします。

(2) 一般業務費の上限加算

以下に記載の一般業務費については、当機構東ティモール事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2017年8月下旬～2018年8月上旬を予定しています。上記「7. 業務の内容」のとおり、派遣期間を3回に分け、それぞれ90日間、の業務として想定していますが、第一回の現地業務期間の進捗状況等により、全体MMを超えない範囲で適宜変更は可能です。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地での業務は特にチームとして行うものではなく、本業務で派遣される専門家のみで行います。ただし、本業務の対象とする産業開発は多くの機関を巻き込み実施することから、他に派遣されている専門家、技術協力プロジェクト、草の根技術協力事業の関係者と連携を図ることが求められます。東ティモールにおける実施中の事業については、同国に対する事業展開計画等（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072242.pdf>）を参照してください。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舎手配

第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ

なし。上記臨時会計役の委嘱により、必要に応じて業務従事者が手配し支払を行うことを想定しています。

エ) 通訳備上

なし。必要に応じて、臨時会計役として業務従事者が手配し支払を行うことを想定しています。

オ) 現地活動スケジュールの調整

第1次現地派遣開始時におけるC/P機関との協議についてのみ、スケジュール調整及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供

あり。MCIE内の執務スペースを使用することを想定しています。インターネット環境はないため、必要に応じて、臨時会計役として業務従事者が手配し支払うことを想定しています。

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を配布しますので、当機構東ティモール事務所 (tm_oso_rep@jica.go.jp、及び、Matsumoto.Hideaki@jica.go.jp) 宛に請求してください。

- ・ 産業政策アドバイザー専門家業務完了報告書
- ・ Industrial Policy of Timor-Leste (Draft)
- ・ 産業開発アドバイザー専門家業務完了報告書 (案)
- ・ Tourism Policy (Draft)

また、本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

- ・ 東ティモール国新規産業開発可能性情報収集・確認調査 報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000010947.html>
- ・ 東ティモール国産業振興に係る情報収集・確認調査 報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000016052.html>
- ・ 東ティモールにおける公共支出の雇用創出効果に係る情報収集・確認調査 報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000015825.html>

(3) プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

- ① 実施時期：2017年8月7日（月）13：00～16：00
（詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
- ② 実施場所：独立行政法人国際協力 JICA 内会議室
当日 JICA へ来訪できない場合、下記の何れかの方法により出席を認める場合があります。その際、a) 電話会議を最優先としてください。
 - a) 電話会議：通常の電話スピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを行います。
 - b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)：インターネット回線を用いて JICA が提供する Web 会議システムに接続します。
 - c) TV 会議システム：ISDN 回線を用いてコンサルタント等から JICA-Net に接続します。
- ③ 実施方法：
 - ・ 一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
 - ・ プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
 - ・ 業務従事予定者以外の出席は認めません。

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については JICA 東ティモール事務所、在東ティモール日本大使館等において十分

な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調査を十分に行うこととします。また、JICA 事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について事務所と緊密に連絡を取るよう留意することとします。また、現地作業中の安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上